

茅ヶ崎市のスポーツ推進における
基本的な考え方
(修正案)

令和8年 月修正
茅ヶ崎市

目次

1	経緯	1
2	本考え方におけるスポーツの捉え方	1
3	本考え方の位置づけ	2
4	茅ヶ崎市総合計画期間における取組と評価	3
5	基本方針	5
6	基本方針ごとの施策の方向性と主な取組	7

1 経緯

スポーツは、スポーツ基本法（以降、「法」という。）において、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。さらに令和7(2025)年9月の法改正では、スポーツを通じて豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、人種、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することの機会、スポーツに関し集う機会、つながる機会等を確保され、人々が生きがいを感じ、幸福を享受するなど、豊かな社会の実現を図るとされています。さらに、スポーツを通じて「共生社会の実現」「長寿社会の実現」「地域振興」に資するなどスポーツの役割が明示されました。

4(2022)年3月に策定された第3期スポーツ基本計画（以降、「基本計画」という。）では、第2期での取組の成果を踏まえ、スポーツを通じて「楽しさ」「喜び」「自発性」など法に規定される「スポーツそのものが有する価値」、そしてスポーツを通じて地域活性化や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」が確認されました。こうしたことを踏まえ、計画ではスポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の視点が加えられ、12の施策が盛り込まれ、法改正に至っています。

神奈川県では、国の動向を踏まえ、5(2023)年3月に神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」を見直しました。見直しのポイントとして、「スポーツツーリズム¹⁾やアウトドア・アーバンスポーツ²⁾など、スポーツを通じた地域活性化を推進」、「誰もがスポーツを楽しめる「かながわパラスポーツ」を推進など共生社会の実現」が視点として加わりました。

本市のスポーツ施策については、本市の10年間の市の政策の概要を示した「茅ヶ崎市総合計画」を踏まえ、「茅ヶ崎市のスポーツ推進における基本的な考え方」（以降、「本考え方」という。）を令和3(2021)年4月に作成し、具体的な施策については、「茅ヶ崎市実施計画2025」（計画期間5年～7年）に位置付け、様々な取組を進めてきました。特に実施計画2025では、本市にゆかりのあるトップアスリートと連携、茅ヶ崎市総合体育館の空調設置工事、体育館の使用料の見直し及び本市をホームタウンとするプロスポーツチームの試合の開催など、新たな施策を進めてきました。こうした取組を通じて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」、そして「あつまる」「つながる」取組を推し進め、市民の方が日々の生活でスポーツを楽しむ機会を創出しました。

以上を踏まえ、法の考え方、国・県の動向及び実施計画2025年の成果や課題を踏まえ、8(2026)年4月からスタートする「茅ヶ崎市実施計画2030」における、本市のスポーツ施策の方向性を明らかにするため、本考え方を修正するものです。

2 本考え方におけるスポーツの捉え方

スポーツとは、第2期スポーツ基本計画においては「身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすもの」と定義されています。スポーツは、散歩、軽いストレッチから、部活動、競技活動までを含み、自ら進んで行き、スポーツを通じて学びを得たり、楽しむものと言えます。

また、スポーツを「する」のみならず、スポーツ観戦や大会ボランティアなどのスポーツを「みる」「ささえる」といったスポーツに関する活動のことをいい、スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現につながるものを、「スポーツ施策」と捉えています。

1)スポーツツーリズム：スポーツ資源とツーリズムを融合する取り組みで、スポーツ参加や観戦を目的とした旅行とそれらを実践する仕組みや考え方のこと。

2)アーバンスポーツ：公園、広場、ストリートなど街なかを舞台に楽しめるスポーツを総称する。性質として、順位や記録だけでなく、音楽やファッションと融合した自己表現やカルチャー的側面が強いスポーツのこと。具体的にスケートボードやBMX、ブレイキン（ブレイクダンス）、3x3バスケットボールなどを指す。

3 本考え方の位置づけ

本考え方は、市の上位計画となる「茅ヶ崎市総合計画」を踏まえ、本市のスポーツ施策の方向性を明らかにするものです。なお、本考え方を定めるにあたり、法、基本計画、神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」との整合を図ります。

令和8(2026)～12(2030)年の間で、新たに行う事業や拡充する事業については実施計画2030に位置付け進めていきます。

「茅ヶ崎市総合計画」では、政策目標に「誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち」を定め、取組の方向性として、「誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進する」としています。

また、令和8(2026)年度からスタートする「実施計画2030」では、施策目標のひとつに「さまざまな体験・学びの場があり、文化・芸術やスポーツに親しむ環境が整っている」とし、人々が文化・芸術、スポーツを通じて、心身ともに充実した暮らしを送り、そうした活動がまちの活気や魅力につながるとしています。また、「実施計画2030」では重点的に取り組む事項「重点戦略」に「それぞれの分野で活躍する人々が連携し、スポーツ、文化の力でまちを活性化」及び「地元のアスリートやスポーツチーム、NPOと連携したこどもの多様な学びの機会の創出と創造力の育成」を位置付けています。

具体的には、スポーツ大会やスポーツイベント等の実施、アスリートやホームタウンチームによる魅力発信など事業としていますが、こうした施策に共通することは「スポーツの力を生かしたまちの魅力の向上や活性化を図る」ことを重要な事業としています。

以上のことをまとめると、誰もが日々の生活でスポーツを楽しみ、心身を養い、交流を深める情景が街なかに観られることで、にぎわいや活性化につながるものと考えます。こうしたことは、特定の方が楽しむだけでは実現しません。年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず人々がそうした機会を得て、スポーツを楽しむことで真に実現するものと考えます。そこで、本考え方では、「共に創る（共創）」「共に生きる（共生）」を念頭に置きながら、本市のスポーツ施策を進めます。

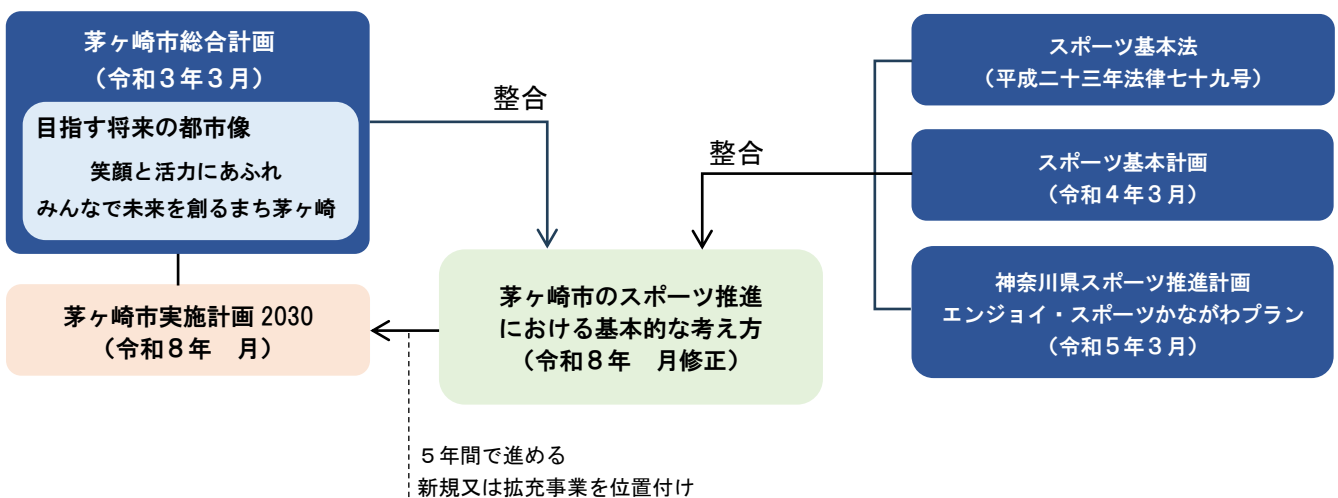


図 本考え方の位置づけ

4 茅ヶ崎市実施計画 2025 における取組と評価

1) 総合計画に位置付けられた成果指標等の達成度

令和 3 (2021)年 3 月に策定した「茅ヶ崎市総合計画」の政策目標 4 では、「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会に対する市民の満足度」を成果指標のひとつに設定しています。表 1 のとおり、中間目標値 28.9%に対して、実績値が同値であり目標の水準には達しています。一方、表 2 に示すように 3 年ごとに実施している「茅ヶ崎市市民意識調査³⁾」を観ると、「スポーツを気軽に楽しむことができる環境」について、元(2019)年度及び 3 (2021)年度と比較して、6 (2024)年度は減少しております。

この要因について、令和 6(2024)年 12 月に報告された「茅ヶ崎市総合計画中間評価」によれば、新型コロナウイルス感染症のまん延、総合体育館の改修等で 1 年以上休止していることが影響している可能性を示唆しています。さらに自由回答記述を観ると、スポーツイベントの誘致に関する意見があることが分かっています。

以上を踏まえると、総合計画や本考え方にに基づき進めてきた施策について、市民の方から一定の評価は得られたものの、スポーツを「する」「みる」機会の面でより一層の施策の充実を図る必要があるものと考えます。

表 1 茅ヶ崎市総合計画 政策目標 4 の成果指標

指標名	元(2019)年度 (策定時)	6 (2024)年度 (中間実績値)	7 (2025)年度 (中間目標値)	12(2030)年度 (目標値)
「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会」に対する市民の満足度	28.9%	28.9%	28.9%	31%

表 2 茅ヶ崎市市民意識調査

指標名	元(2019)年度 (計画策定時)	3 (2021)年度 (中間実績値)	6 (2024)年度 (現状値)
「スポーツを気軽に楽しむことができる環境」に対する市民の満足度	34.1%	36.6%	32.4%

2) 茅ヶ崎市実施計画 2025 における主な取組

実施計画 2025 期間内について、新型コロナウイルス感染症のまん延により中止していた市総合体育大会の開催など継続的な事業に加えて、新たな事業に取り組みました。事業の概要及び今後の方向性については次のとおりです。

主な取組を統括すると、今後、スポーツに親しむ機会を確保し、地域を盛り上げていくためには、選手やチームをはじめ関係者との意向を聴きつつ、協力する体制を深めること。スポーツの「する」「みる」「ささえる」環境を維持向上していくためには、施設の運営改善も引き続き行う必要があります。

○施設の改修及び修繕

総合体育館については、令和 5(2023)年 10 月 1 日から全館を閉鎖し、空調設備の設置を含め、エレベーター及びトイレなどの改修工事を行いました。その外、市体育館、温水プールなど本市が所管するスポーツ施設に不具合が出ている箇所について、修繕を行いました。

3)市民意識調査：市内に居住する満 16 歳以上の市民のうち 3,000 名の方に、茅ヶ崎市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見を把握する調査で、その結果は「茅ヶ崎市総合計画」の進行管理のための基礎資料を作成することを目的に実施

今後も引き続き、各施設の設備等の改修時期を迎えます。そうした改修を計画的に行い、安全で快適にスポーツができるよう、施設を整える必要があります。

○体育館の利用料金の見直し・施設の運営改善

近年、人件費や物価が高騰傾向にあり、行政サービスの提供に係るコストは年々上昇し、スポーツ施設の維持管理費についても上昇しております。そうしたコスト増加の背景を踏まえ、利用者の方にも一部負担していただくため、総合体育館と市体育館の利用料金の見直しを行うとともに、市外在住者が利用する場合について適応される市外料金（一般料金の2倍）を設定しました。また、一部のスポーツ施設でキャッシュレス決済を導入するなど、利用しやすい設備環境を整えました。

市では、令和7(2025)年11月には「受益者負担の考え方」が策定され、今後、サービスの維持向上ため、スポーツ施設を含む他の施設についても利用料金の見直しが進むものと考えられます。併せて、利用しやすい施設になるよう、指定管理者と連携し、施設の運営改善を行う必要があります。

○本市ゆかりのアスリートの応援や連携事業

__令和5(2023)年度より、本市にゆかりがあり、国際大会等で活躍する選手と「スポーツ振興に関する協定」（通称、スポーツアンバサダー協定）を締結しています（現在6名の選手と締結）。

協定に基づき、スポーツアンバサダーの紹介動画やチラシなどを制作・配信するとともに、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ国際大会のパブリックビューイングを開催し、多くの方にスポーツアンバサダーを応援していただくための取組を行いました。さらに、スポーツアンバサダーと協働し、次世代育成や地域貢献活動を行っています。

スポーツアンバサダー以外の選手については、茅ヶ崎FMの出演や市広報紙で紹介するなど、選手を応援する取組を進めました。また、東京2025デフリンピックの周知・本市ゆかりの選手の応援企画を実施してきました。

こうした取組により、市民の方に選手を応援していただくとともに、子ども達を含め参加した方々の学びにつながるなどの効果があり、今後もスポーツの楽しさを伝えるために引き続きの取組を進める必要があります。なお、こうした取組を行うにあたっては、選手のみならず、スタッフ、企業の方など関係者の意向や協力が必要です。そこで企画にあたっては、参加者のみならず、選手や関係者の方にも良いものとなるように、内容を調整していく必要があります。

○ホームタウンチーム・全国規模の大会の開催

総合体育館の空調設備の設置や立地環境から、本市をホームタウンとするプロスポーツチームをはじめ、各種競技の公式試合、県や全国規模の大会を誘致するなど、市民の方がスポーツを観戦できる機会が増えました。さらにプロスポーツの団体については、トップ選手による子ども向けのスクールが開設するなど次世代育成に向けた取組もスタートしております。

今後も、ホームタウンチームを含め、競技団体と連携し、子ども向けのイベントやチームの認知度向上も含め、各種イベントに参加していただくなどの取組を進めていくことで、市民の方がスポーツへの関心を高め、かつ地域を盛り上げることが出来るものと考えます。

5 基本方針

「4 茅ヶ崎市実施計画 2025 における取組と評価」で示したように、実施計画 2025 期間の取組を進めるにあたり、スポーツ団体、ホームタウンチーム、アスリート、企業やその他関係者など様々な主体と協働することが増えました。今後、新たなスポーツ施策を進めるにあたっては、様々な主体との関係を深めていく必要があります。

さらに、法改正の趣旨にもあるように、年齢、国籍、性別、障がいの有無に関わらず「共生（共に生きる）」を念頭にスポーツ施策を進めることで、人々がスポーツを通じて、心身を養い、集い、豊かに暮らす地域社会の実現に寄与するものと考えます。以上を踏まえ、引き続き、本考え方の目指すべき姿は、

「すべての市民の生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」

とします。スポーツを「する」「みる」「ささえる」から、誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツに親しむことで心身共に充実した暮らしを体現し、さらには「あつまる」「つながる」ことで、地域の活性化やまちの賑わいに寄与するようにスポーツ施策を進めていきます。なお、全てのスポーツ施策に対して、「共創（共に創る）」「共生（共に生きる）」を共通の視点として進めることとします。

基本方針 1 ライフステージに応じたスポーツに親しむ機会の創出

誰もが、それぞれの体力、年齢、技術、興味、目的等に合わせて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるように、大会やイベントなどスポーツに親しむ機会を創出します。

共生社会の実現のためには、次代を切り拓く次世代の育成も重要です。そこで、次世代に着目した取組も引き続き推し進めます。

基本方針 2 スポーツへの関心を高める機会づくり

スポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートとの交流、全国規模の大会やプロスポーツの開催を支援するなどスポーツを観る機会を創出します。

また、本市ゆかりのアスリートの活躍は、市民の方に夢や希望、感動を与え、スポーツの関心を高めるものです。アスリートの活躍を応援し、実際に観戦する取組を進めます。

さらに、SNS 等を効果的に活用し、スポーツに関する情報を発信し、スポーツの関心を高めます。

基本方針 3 持続的にスポーツ活動に取り組める基盤の構築

市民の多様なスポーツニーズに対応するため、スポーツ関係団体、指定管理者や民間企業など様々な主体の活動を支援するとともに、そうした取組を通じて互いの連携を深め、本市のスポーツ活動を支える人材の育成や体制強化を図ります。

施設面では、安全で快適なスポーツ施設の環境を整えるため、予防保全を含めた計画的な整備・改修を行います。また、さらなる民間活力の導入、受益者負担の適正化（利用料金の見直し）など運営面の改善を着実に進め、質が高く、持続的な運営体制を整えます。

基本方針 4 スポーツの持つ力による活性化

スポーツ団体、アスリート、事業者など様々な主体と連携し、スポーツを通じて、スポーツを楽しみ、

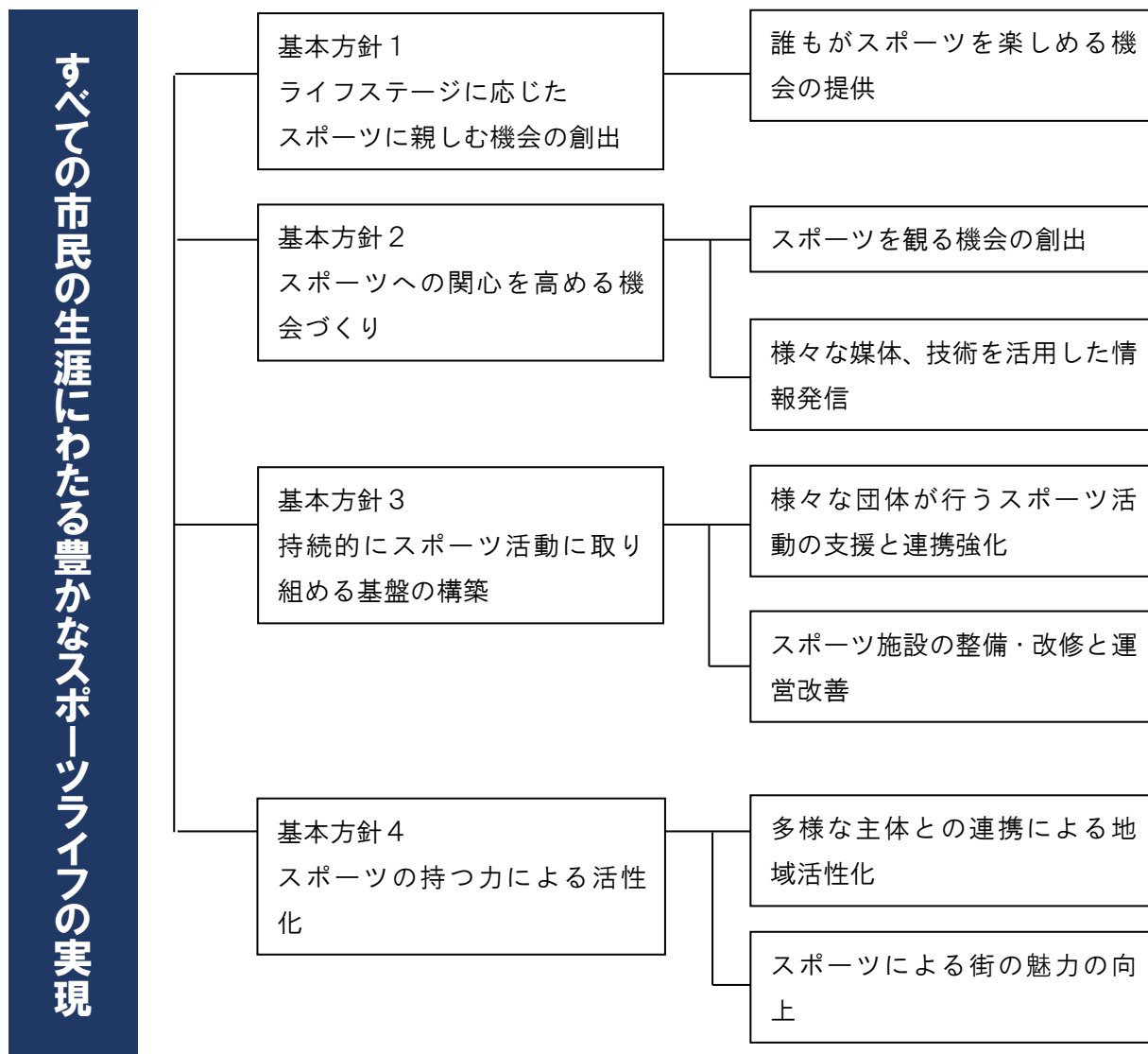
つながり、あつまる機会を創出し、地域の活性化やまちの賑わいにつながる取組を進めます。

また、海・山などの自然や人々の営みにより形成したきた文化を生かし、本市の魅力を向上するサーフィンなどマリンスポーツやアーバンスポーツ等を推進し、スポーツから地域の活性化を図ります。

6 基本方針ごとの施策の方向性と主な取組

1) 施策の体系

本考え方の目指すべき姿や基本方針に基づき、施策の方向と主な取組を定めます。本考え方に基づき進めるスポーツ施策について、「共創（共に創る）」「共生（共に生きる）」を意識し、さらに交流促進やにぎわいの創出など地域活性化を図ることも念頭に入れ、取り組めます。



2) 施策の方向別の主な取組

基本方針1 ライフステージに応じたスポーツに親しむ機会の創出

施策の方向	主な取組
誰もがスポーツを楽しめる機会の提供	市主催のスポーツ大会・イベントの開催
	様々な主体と連携したスポーツ大会・イベントの実施

基本方針2 スポーツへの関心を高める機会づくり

施策の方向	主な取組
スポーツを観る機会の創出	ホームタウンゲームなどプロスポーツや全国規模の大会の開催支援
	本市ゆかりのアスリートを応援する取組の実施
様々な媒体、技術を活用した情報発信	SNS等を使った情報の発信
	本市ゆかりのスポーツのアスリートの魅力を伝える取組の実施

基本方針3 持続的にスポーツ活動に取り組める基盤の構築

施策の方向	主な取組
様々な団体が行うスポーツ活動の支援と連携強化	スポーツ関係団体、民間企業が主体で行うスポーツ活動の支援
	国・県、学校その他団体が行う活動の支援
	指導者やアスリートの育成に関する取組の促進
施設の改修と運営改善	計画的な施設の改修
	アーバンスポーツパークの整備
	指定管理者へのモニタリングなどを通じた施設の運営改善
	施設の在り方の検討や受益者負担の適正化
	学校施設の有効活用

基本方針4 スポーツの力による活性化

施策の方向	主な取組
多様な主体との連携による地域活性化	プロスポーツの試合などを活用した茅ヶ崎の魅力向上に関わる取組の推進
	市スポーツアンバサダーと連携した取組
スポーツによる街の魅力の向上	海や山などの自然環境を生かしたスポーツやアーバンスポーツによる街の魅力向上

茅ヶ崎市のスポーツ推進における基本的な考え方

令和3(2021)年3月発行

令和5(2023)年5月修正

令和8(2026)年 月修正

発行・編集 茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7149

FAX 0467-57-8377